

**令和3年度決算における引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)
が充てられる社会保障施策に要する経費について**

・平成26年4月1日より消費税等(国・地方)が5%から8%へ、令和元年10月1日より10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和3年度一般会計決算における社会保障施策に要する経費への充当については、次のとおりです。

(歳入)

・引上げ分の地方消費税交付金額(社会保障財源化分) **142,917 千円**

(歳出)

・引上げ分の地方消費税交付金を充てた社会保障施策に要する経費 **565,479 千円**

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県)支出金	村債	その他	引上げ分の地方消費税交付金	その他
社会福祉	自立支援介護給付費	275,174	209,511	0	0	27,773	37,890
	小計	275,174	209,511	0	0	27,773	37,890
社会保険	介護保険特別会計繰出金	260,555	16,670	0	0	103,154	140,731
							0
	小計	260,555	16,670	0	0	103,154	140,731
保健衛生	乳幼児・子ども医療扶助	29,750	1,401	0	0	11,991	16,358
							0
	小計	29,750	1,401	0	0	11,991	16,358
合計		565,479	227,582	0	0	142,917	194,980

※各事業に要する一般財源の比率に応じて、地方消費税交付金(社会保障財源化分)を按分して充当しています。